

新潟市地域保健福祉センター条例（平成9年12月24日条例第40号）

最終改正:令和4年12月28日条例第48号

改正内容:令和4年12月28日条例第48号 [令和5年4月1日]

○新潟市地域保健福祉センター条例

平成9年12月24日条例第40号

改正

平成11年3月27日条例第5号  
平成11年12月21日条例第41号  
平成12年10月2日条例第78号  
平成16年12月24日条例第130号  
平成17年7月1日条例第44号  
平成17年9月30日条例第111号  
平成18年10月4日条例第60号  
平成18年12月21日条例第93号  
平成19年9月28日条例第66号  
平成23年3月22日条例第9号  
平成24年3月16日条例第23号  
平成26年7月1日条例第41号  
平成28年9月27日条例第53号  
平成30年3月20日条例第6号  
平成31年3月27日条例第13号  
令和元年12月26日条例第69号  
令和3年7月6日条例第30号  
令和3年10月7日条例第40号  
令和4年12月28日条例第48号

新潟市地域保健福祉センター条例

（設置）

第1条 市民の健康の保持及び福祉の増進に資するため、新潟市地域保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）及び新潟市健康センター（以下「健康センター」という。）を設置する。

2 保健福祉センターの名称、位置及び施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 健康センターの名称、位置及び施設は、別表第2に掲げるとおりとする。

（事業）

第2条 保健福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

（1）健康相談、健康教育、栄養指導、健康診査、訪問指導及び機能訓練に関すること。

（2）保健サービス及び福祉サービスの相談及び受付に関すること。

（3）市民の保健及び福祉活動のための利用に供すること。

（4）前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

2 健康センターは、次に掲げる事業を行う。

（1）健康相談、健康教育、栄養指導、健康診査及び機能訓練に関すること。

（2）市民の保健及び福祉活動のための利用に供すること。

（3）前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

（休館日）

第2条の2 保健福祉センター及び健康センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

（3）12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、西区黒埼健康センター内の別表第3に掲げる施設（以下「黒埼センター屋外施設」という。）、秋葉区新津健康センター以下（新津センター）という。及び南区白根健康福祉センター（以下「白根センター」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

（1）黒埼センター屋外施設 12月29日から翌年1月3日まで

（2）新津センター 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び12月29日から翌年1月3日まで

（3）白根センター 月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

（開館時間）

第2条の3 保健福祉センター及び健康センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、黒埼センター屋外施設、新津センター内の別表第4に掲げる施設（以下「新津センター会議室等」という。）及び白根センター内の別表第5に掲げる施設（以下「白根センター研修室等」という。）の開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

施設名	開館時間
黒埼センター屋外施設	午前8時30分から午後9時まで
新津センター会議室等（浴室を除く。）	午前9時から午後9時まで
新津センター会議室等のうちの浴室	午前9時から午後4時まで
白根センター研修室等	午前9時から午後9時30分まで

（利用の許可）

- 第3条 保健福祉センター又は健康センター（以下「センター」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、新津センター会議室等のうちの浴室については、この限りでない。

- 2 センターの利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

（利用の制限）

- 第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) センターの利用の目的が、第2条の規定に反すると認められるとき。ただし、黒埼センター屋外施設、新津センター会議室等及び白根センター研修室等については、この限りでない。
- (2) センターの利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターを営利、宣伝又は営業上の目的として利用するおそれがあると認められるとき。ただし、新津センター会議室等（浴室を除く。）については、この限りでない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。

（利用取消しの申出）

- 第5条 利用者は、センターの利用を取り消そうとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

（許可の条件）

- 第6条 市長は、この条例の規定による許可に、センターの管理のために必要な範囲において条件を付けることができる。

（使用料）

- 第7条 新潟市保健所条例（昭和39年新潟市条例第22号）の規定により徴収するもののほか、センターの利用については、使用料は徴収しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、黒埼センター屋外施設、新津センター会議室等又は白根センター研修室等の利用の許可を受けたものから別表第3、別表第4又は別表第5に掲げる使用料を徴収する。

（使用料の減免）

- 第8条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の徴収時期）

- 第9条 別表第3、別表第4のうち2の表及び別表第5に掲げる使用料は、市長が利用を許可するときに徴収する。

- 2 新津センター会議室等のうちの浴室の使用料は、利用者がその利用を申し出たときに徴収する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該利用許可の日から10日以内の期限を定めて使用料を徴収することができる。

（使用料の還付等）

- 第10条 市長は、第12条第2項の規定により利用の許可を取り消した場合は、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

- 2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者がその責めに帰すことのできない理由によって利用できなかった場合
- (2) 利用者がその利用の日の7日前までに第5条の規定による利用の取消しの申出をした場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

- 3 市長は、第9条第3項の規定による使用料の納付期日までに、その使用料を納付していない利用者が前項各号の一に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

（許可外の利用の禁止）

- 第11条 利用者は、センターをその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

（許可の取消し等）

- 第12条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

- 2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者及びセンターの入場者（以下「利用者等」という。）に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- 3 市長は、前2項の規定による取消し又は変更等によって利用者等が受けた損失は補償しない。

（行為の制限）

- 第13条 利用者等は、センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為をすること。
- (2) 施設又は設備を損傷する行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為をすること。

(損害賠償)

第14条 利用者等は、センターの施設及び設備を損傷し、又は亡失したときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に北区豊栄健康センター、新津センター及び白根センター(以下「豊栄センター等」という。)の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 豊栄センター等の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、豊栄センター等の指定管理者として指定するものとする。

(1) 豊栄センター等の平等利用が確保されること。

(2) 豊栄センター等の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 豊栄センター等の利用の許可に関する業務

(2) 新津センター及び白根センターにおける使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務

(3) 豊栄センター等における第12条の規定による退去等の命令に関する業務

(4) 豊栄センター等の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他豊栄センター等の管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第41号)

この条例は、平成12年7月3日から施行する。

附 則(平成12年条例第78号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成13年3月31日までの間、改正後の新潟市地域保健福祉センター条例第4条第1号及び別表第1中「黒埼地域保健福祉センター」とあるのは「黒埼地区保健センター」と読み替えるものとする。

附 則(平成16年条例第130号)

この条例中第1条の規定は平成17年3月21日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成17年条例第111号)

この条例は、平成17年10月10日から施行する。

附 則(平成18年条例第60号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成18年新潟市規則第89号で同18年12月4日から施行)

附 則(平成18年条例第93号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第9号)

この条例は、平成23年9月20日から施行する。

附 則(平成24年条例第23号)

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して11月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成24年新潟市規則第101号で同25年1月1日から施行）  
（準備行為）
- 2 南区白根健康福祉センターの利用の許可、取消しの申出及び許可の取消し、使用料の徴収、免除、納付期日の決定及び還付並びに指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市地域保健福祉センター条例の規定の例により行うことができる。  
附 則（平成26年条例第41号）  
（施行期日）
- 1 この条例中別表第2秋葉区小須戸健康センターの項の改正規定及び次項の規定は公布の日から、第15条の改正規定は平成27年4月1日から施行する。  
（準備行為）
- 2 南区月潟健康センター及び南区味方健康センターの指定管理者の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（第15条の改正規定の施行をいう。）前においても、改正後の新潟市地域保健福祉センター条例の規定の例により行うことができる。  
附 則（平成28年9月27日条例第53号）  
この条例は、平成28年10月31日から施行する。  
附 則（平成30年3月20日条例第6号）  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則（平成31年3月27日条例第13号）  
この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和元年新潟市規則第40号で同元年7月16日から施行）  
附 則（令和元年12月26日条例第69号）  
この条例は、令和2年2月25日から施行する。  
附 則（令和3年7月6日条例第30号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）
- 2 秋葉区新津健康センターの指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市地域保健福祉センター条例の規定の例により行うことができる。  
附 則（令和3年10月7日条例第40号）  
この条例は、令和3年12月27日から施行する。  
附 則（令和4年12月28日条例第48号）  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表第1（第1条関係）

名称	位置	施設
北区北地域保健福祉センター	新潟市北区松浜1丁目7番地1	健康相談室、会議室
東区石山地域保健福祉センター	新潟市東区石山1丁目1番12号	健康相談室、会議室
中央区東地域保健福祉センター	新潟市中央区東万代町9番52号	栄養指導室、健康相談室、機能訓練室、会議室
中央区南地域保健福祉センター	新潟市中央区新和3丁目3番1号	栄養指導室、健康相談室、機能訓練室、会議室
西区西地域保健福祉センター	新潟市西区内野町413番地	健康相談室、機能訓練室、会議室
西蒲区巻地域保健福祉センター	新潟市西蒲区巻甲4363番地	栄養指導室、機能訓練室、母子保健室、研修室、多目的ホール

## 別表第2（第1条関係）

名称	位置	施設
北区豊栄健康センター	新潟市北区東栄町1丁目1番地35	栄養指導室、健康相談室、機能訓練室、会議室、乳幼児妊産婦保健指導室
東区木戸健康センター	新潟市東区下木戸1丁目4番1号	栄養指導室、健康相談室、母子保健室
中央区中央健康センター	新潟市中央区稻荷町3511番地1	健康相談室、診察室、歯科指導室
江南区横越健康センター	新潟市江南区横越中央1丁目1番3号	栄養指導室、健康相談室、育児相談室
江南区亀田健康センター	新潟市江南区泉町3丁目1番3号	栄養指導室、健康相談室、機能訓練室、母子保健室、保健指導室
秋葉区新津健康センター	新潟市秋葉区程島1979番地4	栄養指導室、機能訓練室、会議室、母子保健室、はつらつホール、和室、健康学習室、浴室
南区白根健康福祉センター	新潟市南区白根1364番地12	調理実習室、検診・問診室、計測・診察室、機能訓練室、歯科指導室、研修室、多目的ホール
南区月潟健康センター	新潟市南区月潟1417番地	栄養指導室、健康相談室、会議室、保健指導室
南区味方健康センター	新潟市南区味方583番地1	栄養指導室、健康相談室、会議室、保健指導室
西区黒埼健康センター	新潟市西区金巻772番地1	栄養指導室、健康相談室、機能訓練室、会議室、生活改善室、ふれあい食品加工室、ときめき工房室、ふれあい学習室、健康づくり広場、屋外調理場
西区坂井輪健康センター	新潟市西区寺尾東3丁目14番41号	栄養指導室、健康相談室、機能訓練室、会議室
西蒲区西川健康センター	新潟市西蒲区旗屋701番地2	栄養指導室、健康相談室、機能訓練室、母子保健研修室
西蒲区岩室健康センター	新潟市西蒲区西中860番地	健康相談室
西蒲区潟東健康センター	新潟市西蒲区三方3番地	栄養指導室、健康相談室、保健指導室、健康指導室

## 別表第3（第2条の2、第7条関係）

施設名	1時間当たりの使用料
ふれあい学習室	1,600円
健康づくり広場半面	1,000円
健康づくり広場全面	2,000円
屋外調理場	200円

## 備考

- 1 冷暖房を使用する場合の使用料は、上表に規定する使用料の額の30%に相当する額を加えた額とする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

## 別表第4（第2条の3、第7条関係）

## 1 浴室使用料

単位	使用料の額
1人1日につき	200円

## 2 施設使用料

施設名	時間別使用料の額			
	午前	午後	夜間	1日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
はつらつホール	3,000円	4,000円	5,000円	12,000円
和室1	500円	1,000円	1,500円	3,000円
和室2	500円	1,000円	1,500円	3,000円
和室3	500円	1,000円	1,500円	3,000円
和室4	500円	1,000円	1,500円	3,000円
第1会議室	1,000円	1,500円	2,000円	4,500円
第2会議室	1,000円	1,500円	2,000円	4,500円
第1健康学習室	1,000円	1,500円	2,000円	4,500円
第2健康学習室	1,000円	1,500円	2,000円	4,500円
栄養指導室	2,000円	3,000円	4,000円	9,000円

## 備考

- 午前及び午後又は午後及び夜間の利用時間区分を継続して利用する場合の使用料の額は、当該利用に係る利用時間区分の使用料の額の合計額とする。
- 利用時間が上表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 上表に規定する利用時間以外の時間（正午から午後1時までに限る。）に利用する場合（備考1に規定する場合を除く。）における使用料の額は、午前の欄にそれぞれ掲げる額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 使用料に100円未満の端数が生じたときは、その端数が50円未満であるときはこれを切り捨て、50円以上であるときはこれを100円に切り上げる。
- 営利、宣伝又は営業上の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表及び備考1から備考4までに規定する使用料の額の2倍に相当する額とする。



別表第5（第2条の3、第7条、第9条関係）

施設名	使用料の額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
第1研修室	800円	1,000円	1,000円
第2研修室	800円	1,000円	1,000円
第3研修室	800円	1,000円	1,000円
第4研修室	600円	800円	800円
第5研修室	600円	800円	800円
多目的ホール	1,800円	2,400円	2,400円

## 備考

- 午前及び午後、午後及び夜間又は午前から夜間までの区分を継続して利用する場合の使用料の額は、各区分の使用料の額の合計額とする。
- 利用時間が上表及び備考1に規定する利用時間に満たない場合でも、時間割計算は、行わない。
- 上表に規定する利用時間以外の時間（午前及び午後の区分を継続して利用する場合における正午から午後1時までの時間、午後及び夜間の区分を継続して利用する場合における午後5時から午後5時30分までの時間並びに午前から夜間までの区分を継続して利用する場合における正午から午後1時まで及び午後5時から午後5時30分までの時間を除く。）に利用する場合の使用料の額は、1時間につき、その利用が午前9時以前のとき及び正午から午後1時までのときは午前の、午後5時から午後5時30分までのときは午後の、午後9時30分以後のときは夜間の区分の使用料の額を時間割計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 使用料の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数が50円未満であるときはこれを切り捨て、50円以上であるときはこれを100円に切り上げる。